附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在アルメニア日本国大使館並びに在スラバヤ、在レシフェ及び在レオンの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成三十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十八号

外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第七号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六の11の項中「南アフリカ共和国及びスワジランド」を「エスワティニ及び南アフリカ共和国」に改める。

（外務省組織令の一部改正）

第二条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第三号中「セントクリストファー・ネーヴィス」を「セントクリストファー・ネービス」に改める。

第六十一条第二号中「カーボヴェルデ」を「カーボベルデ」に改める。

第六十二条第一号中「ウガンダ」の下に「、エスワティニ」を加え、「、スワジランド」を削る。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十九号

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第五条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第五条を次のように改める。

（法附則第五条の二第四項の規定による納付金の納付の手続等）

第五条　第十条（第一項ただし書を除く。）及び第十一条の規定は、法附則第五条の二第四項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第十条第一項本文及び第十一条中「当該期間最後の」とあるのは、「平成三十年四月一日に始まる」と読み替えるものとする。

2　法附則第五条の二第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

附則第六条から第十七条までを削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三